

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 福岡県

策定：令和2年3月17日

変更：令和3年3月11日

I 収益性向上対策

1 目的

環太平洋パートナーシップ協定等の発効を踏まえ、水田・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。

このため、本県の農業について、

- ① 福岡県農林水産振興基本計画
- ② 農業振興地域整備基本方針
- ③ 農業基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 人・農地プラン
- ⑤ 水田フル活用ビジョン
- ⑥ 果樹農業振興計画

と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
水稲、麦、大豆	本事業を活用し以下の取り組みを実施することにより、産地の強化を図る。 <ul style="list-style-type: none">・ 穀類乾燥調製貯蔵施設等の機能向上、再編合理化により低コスト・高品質出荷を推進・ 農業機械の導入により収益性の高い産地形成を推進
野菜	「野菜産地強化計画」等に記載された品目について、本事業を活用し以下の取り組みを実施することにより、産地の強化を図る。 <ul style="list-style-type: none">・ 低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設等の整備による気象災害に強い産地形成を推進・ 農業機械や、パイプハウス等の生産資材の導入により収益性の高い産地形成を推進・ 集出荷貯蔵施設等の機能向上、再編合理化により低コスト・高品質出荷を推進
果樹	「果樹産地構造改革計画」等に記載された品目について、本事業を活用し以下の取り組みを実施することにより、産地の強化を図る。 <ul style="list-style-type: none">・ 栽培管理支援施設等の生産技術高度化施設等の整備による気象災害に強い産地形成を推進・ 農業機械や、パイプハウス等の生産資材の導入により収益性の高い産地形成を推進・ 集出荷貯蔵施設等の機能向上、再編合理化により低コスト・高品質出荷を推進・ 優良同一品種への改植による樹園地の生産性向上を推進

花き	<p>「花き産地強化計画」等に記載された品目について、本事業を活用し以下の取り組みを実施することにより、産地の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設等の整備による気象災害に強い産地形成を推進 ・ 農業機械や、パイプハウス等の生産資材の導入により収益性の高い産地形成を推進 ・ 集出荷貯蔵施設等の機能向上、再編合理化により低コスト・高品質出荷を推進
茶	<p>本事業を活用し以下の取り組みを実施することにより、産地の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物処理加工施設等の整備により低コスト・高品質生産を推進 ・ 防霜ファン等の農作物被害防止施設等の整備による気象災害に強い産地形成を推進 ・ 農業機械や、玉露棚等の生産資材の導入により収益性の高い産地形成を推進

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（農林事務所、普及指導センター等）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制</p> <p>産地パワーアップ計画の作成は、地域協議会等が中心となり行うが、作成に当たり関係市町村と計画の情報共有を図るよう努め、計画が承認された際は関係市町村にその旨を通知する。</p> <p>地域協議会等により承認された個別の取組主体事業計画については、福岡県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づき、市町村、都道府県により計画協議をおこない、適切と認められる場合これを承認する。</p>
--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
水稻、麦、大豆 野菜 果樹 花き 茶	<p>○ 取組要件</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）（以下「実施要領」という。）の別記3の別紙3、5及び6の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○ 補助対象施設</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）の別表2のⅡ整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。</p> <p>ただし、水稻、麦、大豆での整備については、原則として、事業費50,000千円未満の整備を対象とする。</p>

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稲、麦、大豆	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 実施要領の別記3の別紙3の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械 別表1「産地生産基盤パワーアップ事業で対象とする農業機械一覧」に記載される機械を対象とする。 ○ 補助対象資材 生産性向上、品質向上につながる以下の資材を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己施工が可能なパイプハウス本体に必要な資材 ・ 透湿性シートマルチ又は反射シートマルチ、及びその設置に必要な資材 ・ 遮光資材 ・ 自己施工が可能な果樹棚本体に必要な資材 ・ 自己施工が可能な玉露棚本体に必要な資材 ・ いちご、花きの高設栽培に必要な資材（肥料、培土等を除く） ・ うんしゅうみかんの点滴灌水に必要な資材 ・ 本事業で導入する施設園芸用機械の設置に必要な資材（機械と一体的に導入する場合に限り対象とする） ○ 果樹の同一品種への改植を行う場合の対象品目・品種 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする品目・品種は、別表2「産地生産基盤パワーアップ事業で対象とする果樹の改植対象一覧」に記載されるものとする。 ・ 改植を行う園地は、品質向上が期待される技術として、上記の別表2に記載されるいずれかの技術を導入済み、または導入するものを対象とする。
野菜	
果樹	
花き	
茶	

（注）果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
露地野菜	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要領の別記3の別紙3の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ・ 技術実証は、生産コスト削減又は販売額向上に向け、露地野菜栽培の機械化一貫体系の確立について検証するものを対象とする。 ・ 技術実証を行うに際し、当該地域の普及指導センターの協力、助言を得ることを条件とする。 ○ 補助対象機械 別表1「産地生産基盤パワーアップ事業で対象とする農業機械一覧」のうち、高性能省力機械に分類される機械を対象とする。

(2) 整備事業

実施要綱及び実施要領に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

以下の書類を申請時に必要書類に添付して提出すること。

(1) 承認申請時

実施要領別添参考様式（別記様式第5号関係）に定められる書類の他、以下の書類を添付すること。

ア 基金事業（うち整備事業）及び整備事業

①農業経営に係る経費と家計が分離されていることを証明する書類（農業者の場合）、②団体に係る規約（農業者の組織する団体の場合）

イ 基金事業（うち生産支援事業（機械リース）及び効果増進事業）

①受益地一覧表、②能力・台数などの算定根拠、③見積書、④カタログ、⑤団体に係る規約（農業者の組織する団体の場合）

ウ 基金事業（うち生産支援事業（資材導入））

①受益地一覧、②資材の導入理由及び選定理由、③必要量の算定根拠、④見積書、⑤カタログ、⑥団体に係る規約（農業者の組織する団体の場合）

エ 基金事業（うち生産支援事業（改植））

①園地の実面積が分かる書類（測量図等）、②団体に係る規約（農業者の組織する団体の場合）、③品質向上が期待される技術を導入する確約書（すでに導入されている場合を除く）

(2) 補助金請求時（概算払請求を行った場合は実績報告時）

ア 基金事業（うち整備事業）又は整備事業

①出来高設計書

イ 基金事業（うち生産支援事業（機械リース）及び効果増進事業）

①リース導入に係る入札関係書類、②発注書、③リース契約書、④借受証、⑤納品書、⑥領収書、⑦導入した機械の写真

ウ 基金事業（うち生産支援事業（資材導入））

①納品書、②請求書、③領収書、④導入した資材の納品写真

エ 基金事業（うち生産支援事業（改植））

①改植前後の園地写真、②改植を実施した実面積が分かる書類（測量図等）

6 取組主体助成金の交付方法

市町村等を経由して交付する。申請に係る手続きについては、県交付要綱に基づき行う。

なお、市町村等は県交付要綱に定められる計画の承認、交付決定、額の確定の通知及び補助金の交付を受けた際は、その旨を地域協議会に通知し、事業の進捗状況についての情報共有を図るよう努める。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

県交付要綱及び福岡県補助金交付規則（昭和33年3月1日福岡県規則第5号）により以下の条件を定める。

- 補助金に係る仕入れにかかる消費税等相当額の返納
- 契約に当たっての条件（一般競争入札等）
- 財産処分の制限
- 補助金の返還（事業要件を満たさないことが判明した場合）
- 取組主体事業計画の評価

8 その他

（1）事業要望

産地生産基盤パワーアップ事業の要望調査は市町村が実施し、取りまとめた要望を地域協議会等に報告する。

（2）産地生産基盤パワーアップ計画及び取組主体事業計画

産地生産基盤パワーアップ計画及び取組主体事業計画については、単年度ごとに作成するものとし、翌年度新たに取り組主体を追加する場合は、産地生産基盤パワーアップ計画の変更の手続きを取る。

（3）仕入れに係る消費税相当額

本事業において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額は、補助金から減額して申請するものとする。

（4）書類の提出

地域協議会等が県に書類を提出する際は、農林事務所を経由して正副2部提出すること。

（5）書類の整備

- ア 地域協議会等は、効果増進事業で農業機械の導入実証を行った場合、事業実施翌年度の4月30日までにその成果を取りまとめ、県知事に報告すること。なお、成果の取りまとめに当たっては普及指導センターの助言を得るよう努める。
- イ 取組主体は基金事業（うち生産支援事業）で資材の導入を行った場合、その設置状況の分かる写真を事業関係書類と一緒に保存し、併せて地域協議会等及び市町村の長に提出すること。
- ウ 取組主体は基金事業（うち生産支援事業）で果樹の改植を行った場合、品質向上が期待される技術を導入したことを証明する写真または書類等を事業関係書類と一緒に保存し、併せて地域協議会等及び市町村の長に提出すること。

（6）その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。